

議案第 27 号

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出  
(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（補償基礎額）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、<u>又は</u>応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、<u>又は</u>応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号<u>又は第3号から第6号までのいずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後</p>	<p style="text-align: center;">（補償基礎額）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、<u>若しくは</u>応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、<u>若しくは</u>応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号までのいずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後</p>

の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	円 10,800	円 11,650	円 12,500
部長、班長及び団員	円 9,100	円 9,950	円 10,800

備考

1・2 略

の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,750	円 14,500
分団長及び副分団長	円 11,300	円 12,150	円 12,900
部長、班長及び団員	円 9,700	円 10,550	円 11,300

備考

1・2 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた城陽市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に掲げる傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和7年政令第37号）が公布されたことに伴い、城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年城陽市条例第9号）について所要の改正を行いたいので、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

消防組織法（抜粋）

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第24条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2

略

参考資料

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
要綱

1 改正の概要

(1) 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額(第5条第2項関係)

階級	勤務年数	現行(円)	改正後(円)	増額(円)
団長及び副団長	10年未満	12,500	12,900	400
	10年以上20年未満	13,350	13,700	350
	20年以上	14,200	14,500	300
分団長及び副分団長	10年未満	10,800	11,300	500
	10年以上20年未満	11,650	12,100	450
	20年以上	12,500	12,900	400
部長、班長及び団員	10年未満	9,100	9,700	600
	10年以上20年未満	9,950	10,500	550
	20年以上	10,800	11,300	500

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額(第5条第3項関係)

号	該当する扶養親族	1人につき(円)		
		現行	改正後	増減
1	配偶者	217	100	△117
2	22歳の子	333	383	50
3	22歳の孫	217	217	変更なし
4	60歳以上の父母及び祖父母	217	217	
5	22歳の弟妹	217	217	
6	重度心身障がい者	217	217	

(3) その他、所要の文言の整備を行う(第5条第4項関係)。